

長崎市地域生活支援事業 支給決定基準

令和8年3月
長崎市障害福祉課



目次

はじめに	3
第1章 基本的な考え方	4
第1節 支給決定基準を定める地域生活支援事業の種類	4
第2節 支給決定基準の取り扱い	4
第3節 支給決定までの流れ	4
第2章 支給決定基準	5
第1節 移動支援事業	5
第2節 訪問入浴サービス事業	8
第3節 日中一時支援事業（日帰り短期入所、タイムケア）	9

はじめに

地域生活支援事業のうち、障害福祉課が受給者証を発行することで利用が可能となる事業（移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業）に関する支給量は、個々に基準を明確にし、公平かつ適正に支給決定が行われることが重要である。

そのため、長崎市における適正な地域生活支援事業の支給決定に関する基準を定めた「長崎市地域生活支援事業支給決定基準（以下、「支給決定基準」という）」を定める。

なお、この支給決定基準は、一人一人の支給量を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限とするものではない。

第1章 基本的な考え方

第1節 支給決定基準を定める地域生活支援事業の種類

- 1 移動支援事業
- 2 訪問入浴サービス事業
- 3 日中一時支援事業（日帰り短期入所、タイムケア）

第2節 支給決定基準の取り扱い

- 1 支給決定基準は地域生活支援事業の支給決定を公平かつ適正に行うために、あらかじめ支給の可否や支給量の決定についての運用の原則を示したものである。サービスの利用を希望する申請者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービスを利用することを適当と認めた場合に支給決定を行うものとする。
- 2 地域生活支援事業の支給量は、申請書に記載されている内容、または特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案に明記されている申請者本人の必要なサービス量や理由、算出根拠等を勘案し、原則として以降に定める「支給基準量」の範囲内で支給決定を行う。ただし、指定特定相談支援事業者等からの事前相談により、申請者等に特別な事情等があるため支給基準量を超える支給が認められた場合はこの限りではない。
- 3 支給決定基準は、必要に応じて見直しを行う。

第3節 支給決定までの流れ

- 1 相談・申し込み
サービス利用を希望する場合、市または相談支援事業者に相談する。相談支援事業者は、サービス申請前の相談や手続きの支援などを行う。
- 2 利用申請
利用したいサービスが決まったら、市にサービス利用の申請を行う。相談支援事業者に申請の代行を依頼することもできる。
認定調査を受けていない申請者については、利用申請時に心身の状況等について、聞き取りを行う。（日常生活動作や行動障害に関する項目）
- 3 支給決定、受給者証の交付
市は、サービス利用計画案や申請者の利用意向を勘案し、支給決定を行い、「地域生活支援事業受給者証」を交付する。受給者証が手元に届くまで2週間～1か月を要する。
受給者証が届いたら、利用者は事業者と利用契約を交わし、サービスの利用の開始となる。

第2章 支給決定基準

第1節 移動支援事業

サービス内容

屋外での移動に著しい制限のある障害児(者)が、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動等社会参加のための外出で、一日の範囲内で用務を終える場合に、ヘルパーが付添い、外出時に必要な移動の支援を行う。

対象者と要件等

次の要件のいずれかに該当する方であって、長崎市が必要であると認めた方（支給決定を受けた方）が、認められた期間内において利用することができる。

障害種別	要件
身体障害児(者)	○屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児(者) ○全身性障害児(者)：肢体不自由の程度が1級に該当する障害児(者)であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの
知的障害児(者)	○知的障害児(者)または精神障害児(者)であり、 <u>外出時に移動の支援を必要と認めたもの</u> ⇒外出時に移動の支援を認めたものとは
精神障害児(者)	・目的地又は目的地までの経路が理解できない方 ・交通機関等の利用に支援が必要な方 ・他人への暴言又は暴行、突発的な行動等を起こすおそれのある方 ・極度の混乱、緊張、行動の停止等を起こすおそれのある方 ・その他外出時の行動、判断等について特に支援が必要であると認められる方

※以下のいずれかに該当する方は移動支援の利用はできない。

- ①障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方
- ②「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」、「重度障害者等包括支援」の支給決定を受けている方
- ③医療機関に入院中の方

※中学校就学前までの児童については、保護者付き添いのもとで外出を行うことが原則であり、移動支援の対象とはならないが、重症心身障害児、医療的ケア児等で保護者1人では外出が難しい場合に保護者とヘルパーの2人で外出することは認める場合もある。

支給基準量

30時間/月

7時間/月（共同生活援助入居者）

支給量を定める単位

時間／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

社会通念上適当であるかという観点から判断し、一日の範囲内で用務を終えることが可能なものであって、原則「居宅～目的地～居宅」の一連の行為が移動支援の対象となる。

対象となる外出の範囲
<ul style="list-style-type: none">・ 社会生活上必要不可欠な外出○ 金融機関の利用○ 医師等の指導に基づく健康状況の維持等を目的とした運動○ 療育のために必要な習い事○ 理容院、美容院等の利用・ 余暇活動等社会参加のための外出○ 健康増進としての運動○ 趣味・趣向のための習い事○ 物資の購入○ 映画、観劇等の鑑賞○ 各種イベント等への参加・ その他、上記の目的に準じたと判断される外出
対象とならない外出の範囲
<ul style="list-style-type: none">× 通院または入退院のための外出× 通勤、営業活動など経済活動にかかる外出× 通学、通園など通年かつ長期にわたる外出× 宗教活動、政治活動のための外出 ※選挙のための外出は通院等介助を利用。× ギャンブル、飲酒など社会通念上適当でないと認められる外出× 預かり目的での外出 ※移動支援は障害児（者）に対する外出支援を目的としており、介護者の休息を目的としたものではないため。× ペットに関わること

※以下に示す特別な場合においては、居宅以外を起点または終点とすることができる。

- (1) 用務先から一旦帰宅して利用することで相当な時間を要するなど、客観的に見てその利用形態が合理的でないと判断される場合（必要不可欠な外出に限る。）
- (2) 移動支援の一部について、事業者以外の者による介護が可能で、残りの経路について移動支援事業を利用する必要がある場合。
- (3) その他特別な理由があると認められる場合。

※通園、通学について

常時介護が必要な障害児の保護者が、疾病、出産等の身体上の理由により当該介護ができなくなった場合に限り、原則として3か月間を限度に通学または通園における移動支援を認めることができる。

※地域活動支援センター利用のための外出は、送迎のみ対象。

支給決定の種類

身体介護を伴う	「衣類の着脱」「食事行為」「排せつ行為」「移動」「行動の抑制」に掲げる項目のいずれかに一部介助又は全部介助の評価がある場合。 ※「行動の抑制」とは、「強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動」「睡眠障害もしくは食事、排せつ等に係る不適切行動」または「自傷行為もしくは他人への粗暴な行動」のある状態をいいます。「行動の抑制」の評価にあたっては、当該行動発生頻度を勘案するものとし、その頻度が低い（概ね月に数回程度以下）と判断される場合は、見守り等の評価に含むものとする。
身体介護を伴わない	上記以外の場合。
2人介護可	全身性障害、行動障害等を有し、介護の対応が1人では困難であると判断される場合。

※2人介護の場合は、原則として支給基準量の1.5倍の範囲内で必要量を認める

サービス提供形態

個別支援型	1人の障害者(児)に対して、ヘルパーが1人で支援を行う。2人介護可の決定を受けている方は、1人または2人のヘルパーで支援を行う。
グループ支援型	2人または3人の対象者をヘルパーが1人で支援を行う。身体介護の有無で一律に利用を制限するものではなく、利用者の障害特性や安全面を勘案しながら、支援を行う。

第 2 節 訪問入浴サービス事業

サービス内容

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な在宅の身体障害児(者)に対し、浴槽を運搬することができる設備又は入浴設備を備えた車両により対象者の居宅を訪問し、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) 洗髪、洗体及び洗顔
- (2) 衣類の着脱に関する介助
- (3) 入浴及び清拭に関する指導
- (4) その他入浴及び清拭の実施に必要な業務

対象者と要件等

この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害児(者)で、医師が入浴可能と認めたもの。(介護保険対象者を除く。)

医師からの診断書の確認が必要となる。

支給基準量

10回/月

支給量を定める単位

回/月

支給決定期間

1年以内

第3節 日中一時支援事業（日帰り短期入所、タイムケア）

サービス内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害児(者)に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

対象者と要件等

(1) 日帰り短期入所

知的障害者又は障害児であって、当該事業による支援を必要とするもの。

(2) タイムケア

日中において監護する者がいないこと等により放課後、夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障害児(小学生、中学生、高校生等に限る。)

支給基準量

(1) 日帰り短期入所

7日/月

(2) タイムケア

当該月日数

支給量を定める単位

日/月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

日帰り短期入所の支給決定は、利用者の障害の程度により区分の判定を行うこととする。

区分	障害の程度	判断項目
区分1	食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、もしくは著しい行動障害を有する程度、またはこれらに準ずる程度	食事、排泄、入浴、移動において全介助が3つ以上または行動障害に関する次の①～③において、全介助が1つ以上 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障害や食事・排泄に係る不適切行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為
区分2	食事、排泄、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、もしくは行動障害を有する程度またはこれらに準ずる程度	食事、排泄、入浴、移動において一部介助が3つ以上または行動障害に関する①～③において、一部介助が1つ以上
区分3	区分1及び区分2に該当しない程度	